

とちぎ職業人材カレッジネットワーク会議設置要綱

(目的)

第1条 県内外の若者等がとちぎで優れた技能・技術を身につけ、とちぎの未来を担う人材として活躍できるよう支援するとちぎ職業人材カレッジ（愛称：とちぎジョブカレ！）を円滑に運営するため、関係する機関・団体を構成員とするとちぎ職業人材カレッジネットワーク会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 人材の育成・確保に向けた取組の推進及び連携強化に関する事項
- (2) 人材の育成・確保に資する情報の共有及び発信に関する事項
- (3) その他必要と認められる事項

(組織)

第3条 会議は、人材育成機関、就職支援機関及び関係団体であつて、会議の趣旨に賛同する者をもって構成する。

- 2 会議に会長を置き、栃木県知事をもって充てる。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した者がその職務を代行する。

(会議)

第4条 会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じ会長以外の者に会議を主宰させることができる。
- 3 会長が必要と認めるときは、会議に構成員以外の者を出席させることができる。

(事務局)

第5条 会議の事務局は、栃木県産業労働観光部労働政策課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は別に定める。